

重要土地等調査法案の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案)

目的／基本方針の閣議決定 等

- **目的**：重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- **基本方針**：①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項
（勧告及び命令に係る行為の具体的内容に関する事項を含む。） 等
- **留意事項**：この法律に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

対象区域及び調査・規制の枠組み

注視区域

- **重要施設の周辺**：防衛関係施設、海上保安庁の施設及び重要インフラ（政令指定）の周辺※の区域について、告示で個別指定。
※ 施設の敷地の周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- **国境離島等**：国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域

- **特定重要施設の周辺**：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。
例) 司令部機能、警戒監視機能を有する自衛隊の駐屯地・基地 等
- **特定国境離島等**：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。
例) 領海基線となる低潮線を有する無人国境離島 等

調査

(注視・特別注視区域共通)

- **対象**
土地及び建物の所有者、賃借人 等
- **事項**
 - ・ 所有者等：氏名、住所、国籍 等
 - ・ 利用状況
- **手法**
 - ・ 現地・現況調査
 - ・ 不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
 - ・ 所有者等からの報告徴収（刑事罰あり）
※ 上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

調査結果を踏まえた規制

事前届出

(特別注視区域のみ)

- **対象**
土地等の所有権移転等（売り手・買い手／刑事罰あり）
※ 一定面積以上の取引に限定。
- **届出事項**
 - ・ 氏名、住所、国籍 等
 - ・ 利用目的、所在、面積 等

国による買取り

国による買取り

利用規制

(注視・特別注視区域共通)

- 他法令に基づく措置
- 機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令（刑事罰あり）
 - ・ 国による損失の補償
 - ・ 国への買入れの申出

国による買取り

(注視・特別注視区域共通)

- 国による土地等の買取り
※ 国の努力義務

その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置：重要インフラに係る政令の制定・改廃、区域指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- **施行期日** 基本方針、審議会等：公布から1年を超えない範囲内
区域の指定、調査、利用規制、事前届出等：公布から1年3か月を超えない範囲内
- **見直し**：法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。

7. 1 閣議決定

(1)...政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、...論理的な帰結を導く必要がある。

(2)...この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

これが...基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

昭和47年 政府見解

8

昭和四七年一月五日起草 昭和四七年一月七日決裁 主査 早坂

長官 第一部長
 次長 総務主幹
 参事官 参事官補

集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会(昭四七、九、一四)から提出要求があった標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを同委員会に提出して頂くこと。

内閣法制局

内閣法制局

御高裁を仰ぎます。

(備考)

外務省と協議済である。

参議院決算委員会要求資料

集团的自衛権と憲法との関係

(参決委(昭四七、九、一四)に行けり水口議員要求資料)

国際法上、国家は、一わ中の集团的自衛権を有し、自国に直回と連帶関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃を許されて、自国に危害が及ぶ、実力をもちて阻止することから正当化されるという地位を有して、そのものとされては、国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

内閣法制局 昭和四七年十月四日

第五條(三) 日本国とアメリカ合衆国とが相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソシエト社会主義共和連邦国との共同宣言第三段の規定は、この国際法の原則を宣明したものと認められる。そして、わが国がわが集团的自衛権を有していることは、国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

3

下は... 287...

上集团的自衛権を有し、
 これを行使することは、憲法の容認する自衛の措置
 の限界と認めらるるものとして許されべき立場に於
 て、この場合は次のように考へるべきものである。
 憲法第九條に「同条に、わが國が戦争を放棄し、
 わが國が戦力の保持を禁止してゐるが、前文に於いて
 全世界の國民が、平和のうちに生存する権利を有する
 ことを確認し、また、第一三條が「生命、自由及び幸
 福追求に対する國民の権利については、……國政の上で、
 最大の尊重を必要とする」旨を定めてゐることから
 見て、わが國がみずから存立を全うし得
 るに十分な生存することをも放棄してはならないであらう
 自國の平和と安全を維持しその存立を全うする
 ために必要は自衛の措置をとらざれば、
 繁榮してゐると

上集团的自衛権を有し、
 これを行使することは、憲法の容認する自衛の措置
 の限界と認めらるるものとして許されべき立場に於
 て、この場合は次のように考へるべきものである。
 憲法第九條に「同条に、わが國が戦争を放棄し、
 わが國が戦力の保持を禁止してゐるが、前文に於いて
 全世界の國民が、平和のうちに生存する権利を有する
 ことを確認し、また、第一三條が「生命、自由及び幸
 福追求に対する國民の権利については、……國政の上で、
 最大の尊重を必要とする」旨を定めてゐることから
 見て、わが國がみずから存立を全うし得
 るに十分な生存することをも放棄してはならないであらう
 自國の平和と安全を維持しその存立を全うする
 ために必要は自衛の措置をとらざれば、
 繁榮してゐると

其の基本原理とする憲法が、右にいう自衛のための措置を
 無制限に認り、
 解されべきものである。それ
 は、あくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由
 及び幸福追求の権利が根底からゆくつかに奪はれること
 急迫、不正の事態に対処し、國民のこれら権利
 を守るにのみこれを得るべき措置としてはじめて容認
 されるべきものである。その場合、
 限度の範圍にとどまるべきものである。そうにとすれ
 ば、わが憲法の下で武力行使を行ふことが許される
 のは、わが國の領土又主權に對する急迫、不正の
 侵害に對処する場合に限らるべきであらう。したがつて、他
 國に對えられれば武力攻撃を阻止することをその内容
 とする集团的自衛権の行使は、憲法上許されべきとい
 へば、これを得ない。

其の基本原理とする憲法が、右にいう自衛のための措置を
 無制限に認り、
 解されべきものである。それ
 は、あくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由
 及び幸福追求の権利が根底からゆくつかに奪はれること
 急迫、不正の事態に対処し、國民のこれら権利
 を守るにのみこれを得るべき措置としてはじめて容認
 されるべきものである。その場合、
 限度の範圍にとどまるべきものである。そうにとすれ
 ば、わが憲法の下で武力行使を行ふことが許される
 のは、わが國の領土又主權に對する急迫、不正の
 侵害に對処する場合に限らるべきであらう。したがつて、他
 國に對えられれば武力攻撃を阻止することをその内容
 とする集团的自衛権の行使は、憲法上許されべきとい
 へば、これを得ない。

平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○小西洋之君

四十七年見解を作ったときに

限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね

○横畠内閣法制局長官

法理といたしました

まさに当時から含まれている

5

平成27年8月3日 横畠 長官答弁

○小西洋之君

7. 1 閣議決定の基本的な論理（注：集団的自衛権行使を含む論理）について、この四名の頭の中にあつて、それが四十七年見解の中に当時書き込まれたという理解でよろしいですか

○横畠内閣法制局長官

そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしている

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成
令和3年6月1日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

わが国に対する～

「S47年政府見解」の作成者等

外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～

+

同盟国に対する～

7. 1
閣議決定

読み替え！

昭和47年見解の「読み替え」 平成27年3月24日

○小西洋之君

同盟国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふう
に考え出したのは、横畠長官、あなたが
初めての法制局長官ということによろし
いですね。

○横畠内閣法制局長官

同様に考えていた者がいたかどうかは存
じませんが、この昭和四十七年の政府見解
そのものの組立てから、そのよような解釈、
理解ができるということでございます。

わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだ
ということからしまして、集団
的自衛のための行動はとれないと、
これは私ども政治論として申し上げ
ているわけではなくて、憲法第九条の
法律的な憲法的な解釈として考えて
おる

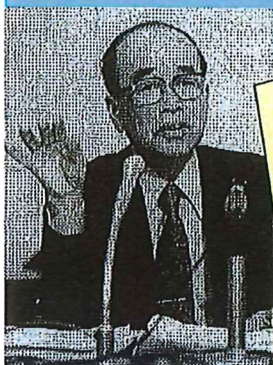
憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自
衛権の発動としての自衛行動だけだということ
が
私どもの考え方で、これは政策論として申し上げ
ているわけではなくて、法律論として、その法律論
の由来は先ほど同ような答弁を何回も申し上げましたが、
あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが
国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守る
ためにその侵略を排除するための措置をとるとい
うのが自衛行動だという考え方で、その結果とし
て、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところ
ではないという法律論として説明をしている

6

- 憲法第九条の戦争放棄の規定によって、
他国の防衛までをやるということは、
どうしても憲法九条をいかに読んでも
読み切れぬ
- わが国が侵略をされてわが国民の生命、
自由及び幸福追求の権利が侵されると
いうときに、この自国を防衛するため
に必要な措置をとるというのは、憲法
九条でかろうじて認められる自衛のた
めの行動

非常に緊密な関係に、かりにある国があ
るといたしましたても、その国の侵略が行
なわれて、さらにわが国が侵されようと
いう段階になって、侵略が発生いたしま
したならば、やむを得ず自衛の行動をと
るというところが、憲法の容認するぎりぎ
りのところだという説明をいたしてお
るわけでございます。そういう意味で、集
団的自衛の固有の権利はございまして、
これは憲法上行使することは許されない
ということに相なると思います。

「昭和47年見解」作成の角田氏(元法制局長官)の証言



2015.8.28
週刊朝日

「日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった。
これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかった。いやあ、よく掘り出したものだね。」

2017.9.20
東京新聞
一面

「外国に対する武力攻撃に対して日本が参加するなど、夢にも思っていなかった。」

出典: 週刊朝日及び東京新聞より小西洋之事務所作成 令和3年6月1日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事 2015/9/15

違憲です。法匪という、あしき例である
とても法律専門家の検証に堪えられない。

読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、裁判所に行っ
て通るかという、それは通らない。

宮崎礼壹 元内閣法制局長官 2015/6/22

いわば黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません。
憲法九条に違反し、速やかに撤回されるべき。

伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長 2015/9/8

四十七年意見書の当時から限定された集団的自衛権は認めら
れていたというようなことは、あり得ません。当時の吉國長
官答弁及び防衛庁政府見解によって完全に否定されている

「集团的自衛権行使に否定的」

政権根拠の72年見解

自衛権の行使は、あくまで自衛の目的に限られ、あくまで自衛の必要範囲内でのみ行使されるべきものである。...

作成局の法法制局幹部

閣議決定された自衛隊法改正案の作成に当たっては、法法制局の幹部が中心となって作業を進めた。...

「自衛隊法」制定の際には、自衛隊の地位を明確にする必要があった。...

自衛権要件にわが国への侵襲 旧防衛庁資料も明記

自衛権の行使には、わが国への侵襲が要件となる。旧防衛庁の資料には、この要件が具体的に記されている。...

自衛権の行使には、わが国への侵襲が要件となる。旧防衛庁の資料には、この要件が具体的に記されている。...

自衛権の行使には、わが国への侵襲が要件となる。旧防衛庁の資料には、この要件が具体的に記されている。...

自衛権の行使には、わが国への侵襲が要件となる。旧防衛庁の資料には、この要件が具体的に記されている。...

2016年(平成28年) 9月19日 月曜日 祝日の日

社説

安保1年 まだ「違憲」のまま

安保1年、自衛隊の存在が憲法に違反するかどうか議論が続いている。...